

東京都標準化活用スクール受講規約兼誓約書

私（以下、「受講生」という）は、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」という）が実施する東京都標準化活用スクール（以下、「本スクール」という）の受講にあたり、以下の条項を遵守することを誓約します。

（目的）

第1条

本規約は、受講生が本スクールを受講するにあたり必要な事項を定め、本スクールの円滑な運営を図ることを目的とします

（視聴環境について）

第2条

本スクールを受講するために必要な視聴環境（パソコン、ブラウザ、通信環境等）は、受講生（派遣元企業）の負担及び責任において準備維持するものとします。

（受講用 URL・ID・パスワードについて）

第3条

1. 受講生は、講義受講用に配布された URL、ミーティング ID やパスワードを、第三者に貸与、譲渡等を含め共有化することを厳禁します。
2. 受講生は上記 URL・ID・パスワードが第三者に漏洩しないように厳格に管理し、万が一漏洩した場合には、直ちにその旨を公社に連絡するものとします。

（著作権や知的財産権等の侵害を招く行為の禁止）

第4条

本スクールを通じて提供されるすべての文章、画像、映像、音声等についての著作権等の知的財産権は各講師に帰属し、受講者はこれらを侵害する次の各項に定める行為を厳格に禁止します。

1. 本スクールの講義内容を撮影、録画、録音等すること。
2. 配布された資料等を複製（コピー等）すること、再配布すること、転載、転用すること。
3. 本スクールをプロジェクター等の投影装置を介し、複数の人物で視聴すること。
4. その他、著作権、商標権、プライバシー権、氏名件、肖像権、名誉等他人の権利を侵害すること。
5. 前項に掲げる行為によって、公社または第三者に損害が生じた場合、受講生（派遣元企業）はすべての法的責任を負うものとし、公社および第三者に損害を与えないものとします。

（講師からの依頼事項について）

第5条

本スクールに関して各講師からの依頼事項があった場合、受講者はできる限りそれに従い、円滑な運営に協力するものとします。

（協議について）

第6条

本誓約書に定めのない事項、または、本誓約書の定めにて疑義を生じた場合は、誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

以上

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印